

1.【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

今回も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

- 1 新型コロナ対応支援策特集
- 2 Press Releases/Topics
- 3 公的機関情報
- 4 経営教室
- 5 産学連携情報

当行・自治体の新型コロナウイルス関連融資の取扱いのご案内

1. 当行融資（令和2年8月1日時点）

【エブリサポート21・岐阜商工会議所連携エブリサポート21】

当行は、新型コロナ感染拡大の影響・被害を受けた事業者を支援するため、特別融資をご用意しております。

名称	エブリサポート21「新型コロナ対策特別プラン」
取扱期間	2020年1月30日(木)～2020年9月30日(水)受付分
対象者	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けた法人および個人事業主の方
お使いみち	新型コロナウイルスの感染拡大による影響および被害を直接的あるいは間接的に受けたことにより危急的に必要となった以下の運転資金・設備資金。 □ 企業経営の維持に必要な運転資金 □ 生産停止や物流機能停止等の影響により代替的に必要となる事業用設備資金
ご融資金額 ご融資期間	100百万円以内 10年以内(据置3年以内)
ご融資利率	貸出期間別に以下の利率となります(2020年6月1日現在)・貸出期間1年以内(手形貸付) 短期プライムレート 年1.475%以上・貸出期間1年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.525%以上・貸出期間1年超3年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.600%以上・貸出期間3年超7年以内(証書貸付) 変動金利型 年2.475%以上・貸出期間7年超10年以内(証書貸付)
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済(据置期間3年以内) ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済のみ

上記特別融資に加えまして、岐阜商工会議所と提携した特別融資をリリースしています。基本条件は上記と同一で利率は以下の通りです。

名称	岐阜商工会議所提携エブリサポート21「新型コロナ対策プラン」
対象者	岐阜商工会議所の会員で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けた法人および個人事業主の方
ご融資利率	短期プライムレート 年0.975%以上 貸出期間1年以内 変動基準金利 年1.025%以上 貸出期間1年超3年以内 長期変動基準金利 年1.100%以上 貸出期間3年超7年以内 長期変動基準金利 年1.975%以上 貸出期間7年超10年以内

【じゅうろく資本性ローン】

お借入期間中(10年間)は元本の返済は不要であり、株式に近い性格があるため、財務基盤の強化を図ることができるなど、事業者の皆さまの成長戦略を金融面で長期的に支援することを目的として、2020年5月20日より取り扱いを開始いたしました。(取扱いに際しては当行所定の手数料が発生いたします。)

名称	じゅうろく資本性ローン
対象者	・病院などの医療機関さま、旅館ホテルなどサービス事業者さま ・新型コロナの影響により一時的に経営環境が悪化している事業者さま
お使いみち	事業性資金であれば原則自由
融資の種類	劣後ローン(資本的性質が認められる借入金)
ご融資金額等	100百万円以上300百万円以下(10年期日一括返済)
ご融資利率	当行所定の金利(業績に応じて変動します。)
期限前弁済	ローン実行後5年以内の期限前弁済は、原則禁止。5年以降は可。

2. 地方自治体関連の融資（令和2年8月1日時点）

セーフティ保証4号、5号に加え、危機関連保証が発動されました。それに伴い、各自治体では制度融資の創設や拡充を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への資金繰りを支援しています。ここでは、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市の制度融資を紹介します。また、5月1日からは民間金融機関による実質無利子融資制度も開始され、6月には融資限度額が拡大(3千万円→4千万円)されています。

【岐阜県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (3月5日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20%負担後 SN保証 0.50%
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (短期事業資金) (3月17日スタート)	【融資限度額】 運転資金 8千万円 ※短期事業資金以外の災害復旧資金 新型コロナウイルス感染症対策資金と合算 【融資期間】 運転資金 1年以内	全て 1.0%	岐阜県0.70%負担後 SN保証 0.00%
「危機関連対応資金」 (3月13日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20 負担後 危機関連保証 0.60%
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	全て 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により岐阜県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【岐阜市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「ぎふし危機関連資金」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	全て 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「経営環境変動対策資金（セーフティネット支援枠）」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	(SN) 1.3% ※SN4号の場合 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	(SN5号以外) 1.1% (SN5号の場合) 1.3%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により岐阜市が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【愛知県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経済環境適応資金サポート資金（経営あんしん）」 <u>(2月20日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 8千万円 【融資期間】 運転資金 7年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4%	0.40～1.83%
「経済環境適応資金サポート資金（セーフティネット）」 <u>(2月28日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	SN4号時 (カッコ内はSN5号時) 3年以内 1.1% (1.2%) 3年超5年以内 1.2% (1.3%) 5年超7年以内 1.3% (1.4%) 5年超7年以内 1.4% (1.5%)	SN4号 0.79% SN5号 0.67%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金）」 <u>(3月9日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 5千万円 【融資期間】 運転資金 3年 (融資期間は3年以内ではなく、3年で固定です。)	1.2%	愛知県が全額負担後 0.0%
「経済環境適応資金サポート資金（大規模危機対応）」 <u>(3月13日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により愛知県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00～0.525%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金）」 <u>(5月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 500万円 【融資期間】 運転資金 2年以内 【利子補給】 全額※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	1.1%	愛知県が全額負担後 0.0%

【名古屋市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経営安定資金（環境 適応資金）」 <u>(2月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	0.38～1.74%
「経営安定資金（大規 模危機対策資金）」 <u>(3月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「ナゴヤ新型コロナウ イルス感染症対策事業 継続資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた 後、6か月分ごとにキャッシュバックさ れます。	3年以内 1.1% 3年超10年以内 1.2%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により名古屋市 が全額もしくは1/2 を負担後 0.00%～0.525%

※各種融資の照会先：最寄の本支店融資窓口にお問い合わせください。

新型コロナ対策関係助成金(雇用調整助成金の特例措置)のご案内(追加情報あり)

1. 雇用調整助成金の特例措置(令和2年8月14日時点)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持のために、雇用調整助成金の特例措置を設けています。4月1日より緊急対応期間が設定され、支給要件の緩和が拡充されましたが、5月1日に更なる拡充策として、一定の要件を満たした場合に休業手当全体の助成率を特例的に100%とする措置が取られることとなりました。6月12日には緊急対応期間の終期が延長されることとなった他、助成率の拡充等が公表されています。このように雇用調整助成金の申請手続きは随時更新がなされるため、定期的に厚生労働省のHPで確認をする必要があります。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ※事業所設置後1年未満の事業主も対象
助成率	中小:4/5、大企業:2/3(解雇等を行わない場合 中小:9/10 大企業:3/4)
計画届提出時期	【緊急対応期間】令和2年1月24日～9月30日までの休業等
支給限度日額	(1年100日、3年150日)+(4/1～6/30までの該当期間)
5/1からの措置 助成率の拡充	都道府県対策本部長が行う要請により休業、営業時間短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力している事業者で以下の要件を満たす場合には、休業手当のうち100%が助成されます。 ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ②上限額(8330円)以上の休業手当を支払っていること。(支払率60%以上の場合に限る) なお、①、②に該当しない場合でも中小企業が休業手当を支給する際に、支払率が60%を超える部分の助成率が100%とされます。
5/1からの措置 生産性指標の要件 緩和	前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能となりました。 ※比較に用いる1か月間はその期間を通して雇用保険適用事業所でありかつ当該1か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。
5/19からの措置 申請手続きの 簡素化 (小規模事業者)	1. 小規模事業者については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成金を算定できるようになりました。※助成額＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」 2. 初回を含む「休業等計画届」の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとなります。
5/19からの措置 算定方法の簡略化	支給申請の際用いる「平均賃金額」、「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化。 →「源泉所得税」の納付書を用いて一人当たりの平均賃金額が算出可能。
5/19からの措置 申請期限の特例	判定基礎機関の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業申請期限が令和2年8月31日までとなりました。
6/12からの措置 助成額上限額 引き上げ	企業規模を問わず助成額の上限が対象労働人一人当たり15,000円に引き上げとなりました。(令和2年4月1日から9月30日までの休業及び教育訓練)
6/12からの措置 助成率の拡充	解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率が一律10/10に引き上げとなりました。
6/12からの措置 緊急対応期間の延長	終期が令和2年6月30日から、令和2年9月30日まで延長することとなりました。
相談窓口の設置	社会保険労務士による「雇用調整助成金」の相談窓口が岐阜、愛知で開催されています。電話にて予約が必要な場合がありますので、各県、市町村のHPをご確認ください。
問い合わせ先	・岐阜県:職業対策課 助成金センター (058-263-5650) ・愛知県:あいち雇用助成室 (052-219-5518) ・三重県:職業退職課助成金室 (059-226-2111)

家賃支援給付金のご案内

自粛要請等によって急激な売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となる、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、テナント事業者に対して給付されます。

対象事業者	①資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主。※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、会社以外の法人も幅広く対象 ②2020 年 5 月～12 月の期間において、以下に該当する場合に給付 ・いずれか 1 か月の売上高が同年前月比で△50%以上減少 ・連続する 3 か月の売上高が同年前月比で△30%以上減少 ③自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払い
給付金額	申請時の直近 1 ヶ月における支払い賃料に基づき算出される給付額の 6 倍が支給される。(法人は最大 600 万円 個人事業主は最大 300 万円)
	7 月 14 日(火)から申請受付開始(2021 年 1 月 15 日 24 時まで)
問い合わせ先	TEL:0120-635-930(平日、土日祝日 8:30～19:00)

持続化給付金のご案内

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に使える給付金が支給されます。こちらは特別定額給付金や都道府県の協力金、各種補助金等との併給は可能です。申請は原則電子申請のみです。申請が困難な方に対しては 5 月 12 日より「申請サポート会場」が愛知・岐阜県内数カ所に開設されています。(事前の予約が必要です。)

対象事業者	事業全般に広く使える給付金
助成率	【上限金額】 昨年1年間売り上げからの減少分 →法人は 200 万円以内、個人事業主は 100 万円以内 【売上減少分計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%の売上月の売上×12 ヶ月)
申請期間	2020 年 5 月 1 日～2021 年 1 月 15 日
受付方法	電子申請での受付のみ(経済産業省 HP から電子申請可能)
問い合わせ先	持続化給付金事業コールセンター(TEL:0120-115-570) 申請サポート会場予約(岐阜県・愛知県でも、既にいくつかの市で開設されています。) 自動音声(TEL:0120-835-130)、オペレーター対応(TEL:0570-077-866)

非対面・遠隔の海外展開支援事業のご案内

海外への渡航が制限される中でも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

対象者	海外EC事業者各社のECサイト及び一部店舗での日本産品の販売を考える事業者
対象品目	食品、化粧品、日用品、生活雑貨等
内容	ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。 ジェトロに商品情報を登録すると、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買い取り、海外消費者に販売します。 ECサイトが買い取るため、返品リスクが無く、海外ECサイトの調達拠点も日本にあるため、日本国内の取引で完了します。
問い合わせ先	ジェトロデジタル貿易・新産業部EC・流通ビジネス課 TEL:03-3582-5227

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会 9月の相談日をお知らせします。
9月は新型コロナウイルスの感染が再び拡大しているため電話相談となります。
※本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

<法律相談会・税務相談会日程>

9月		
法律相談日(弁護士)		
日程		
弁護士(岐阜)	9月1日(火)	13:45~15:05
	9月8日(火)	13:45~15:05
	9月15日(火)	13:45~15:05
	9月24日(木)	13:45~15:05
弁護士(名古屋)	9月1日(火)	13:30~15:00
	9月8日(火)	13:30~15:00
	9月15日(火)	13:30~15:00
	9月23日(水)	13:30~15:00
税務相談日(税理士)		
日程		
9月2日(水)	13:00~16:00	
9月3日(木)	13:00~16:00	
9月9日(水)	13:00~15:30	
9月10日(木)	13:00~16:00	
9月16日(水)	13:00~15:30	
9月17日(木)	13:00~16:00	

2. Press Releases/Topics

OLTA とクラウドファクタリングの共同事業開始について

～東海地域の中小企業・小規模事業者をサポートする短期少額の資金繰り支援サービスを提供～

当行は、日本初のオンライン完結型ファクタリングサービス「クラウドファクタリング」を提供する OLTA 株式会社(代表取締役 CEO 澤岬優紀、以下、「OLTA」といいます。)と共同で「クラウドファクタリング事業」を立ち上げ、2020年7月30日(木)より「じゅうろくクラウドファクタリング Powered by OLTA」(以下、「本サービス」といいます。)の提供を開始しました。

名称	OLTA とクラウドファクタリングの共同事業開始について
サービス概要	現在の商取引において商業手形の形態が減り、掛売の形態が多く、中小企業・小規模事業者さまにとって短期・少額の運転資金を調達する手法が少なくなっています。OLTA がクラウドファクタリングを通じて、資金繰りの悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方々へ「入金待ちの請求書(売掛金)を売却することで早期現金化ができる」新しい資金調達の選択肢を提供します。
サービスの特徴	1.はやい お申込みから 24 時間以内に審査結果をご回答し、最短即日にお買取資金をお振込みします。 2.カンタン お申込みに必要な書類は、①本人確認書類、②売却する対象の請求書、③直近7ヶ月の入出金明細、④昨年度の決算であり、手続きもオンラインにて完結します。 3.リーズナブル 手数料は 2%～9%で、諸経費などすべて含みます。 4.あんしん 2社間ファクタリングのため、本サービス利用は売掛先(お取引先)に知られることなく完結します。
本件参照先	十六銀行HPを参照ください。URL: https://www.juroku-olta.jp
お問い合わせ	詳しくは取引店担当者にお問合せください。

海外展開オンラインセミナー

「～世界の今をお届けします～最新現地レポートベトナム・ハノイ編」開催のお知らせ

本セミナーでは、現地在住の駐在員・アドバイザーを講師に招き、大規模な検査と移動制限、迅速な対応により新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めをかけたベトナム・ハノイについて、現地の最新情報を、オンライン形式でお届けします

名称	海外展開オンラインセミナー 「～世界の今をお届けします～最新現地レポートベトナム・ハノイ編」
日時	2020年8月26日(水)15:00～16:30 (定員:90名(先着順) 無料)
主催・共催	主催:(公財)岐阜県産業経済振興センター、ジェトロ岐阜 共催:十六銀行
開催方法	WEB 開催 ※ネット配信サービス「Zoom」を活用したセミナー
内容	15:00～15:30 『ベトナムにおける日系企業の状況』 講師:ジェトロ・ハノイ事務所(講師は現在調整中) 15:30～16:00 『新型コロナ禍のハノイの状況』 講師:十六銀行ハノイ駐在員事務所長 川瀬 寛之氏 16:00～16:30 『ベトナム・ハノイのニューノーマルの行方』 講師:岐阜県産業経済振興センター 海外展開アドバイザー レ ヴァン トゥ氏
お申し込み	岐阜県産業経済振興センターへ直接申し込み。 詳細は当行HPあるいは岐阜県産業経済振興センターHP参照。
お問い合わせ	岐阜県産業経済振興センター TEL:058-277-1092

3. 公的機関情報

【岐阜県】留学生向けWeb合同企業説明会（出展無料）出展企業募集

募集中！無料【各回5社程度】

主催・運営	2021年就職外国人留学生対象 Web 合同企業説明会（岐阜県主催）
内容	2021年卒、岐阜県・愛知県内大学等教育機関に在学中の外国人留学生を中心とした求職者を対象に、採用募集を踏まえた企業説明をウェブ上（Zoom）で開催します。（質疑応答含む25分）。7月開催時には名古屋大学・岐阜大学含む約70名の留学生が参加しました。
日時	9月9日（水）、16日（水）、23日（水）、いずれかの開催日について出展企業を募集中
方式	WEBセミナー（ライブ配信）使用アプリ：ZOOM
対象	岐阜県内に事業所等を有する企業のうち、外国人留学生の採用を検討中の企業
申込方法	右記URLよりお申込ください。URL： https://forms.gle/2NzptjosPE4fnfaq9
照会先	フォースバレー・コンシェルジュ（株） GIFU Career 事務局 TEL：050-1745-6723（西垣）

【愛知県】産業用ロボット導入支援研修会の参加者を募集します。

募集中！無料【先着20社】

主催・運営	愛知県・国立大学法人名古屋工業大学
内容	提案書（※）作成のためのロボット導入に関する基礎知識の講義、導入模擬検討、ロボットメーカー等のショールーム見学と導入事例紹介、産業用ロボットの操作実演などを行います。また、最終日にはロボットメーカーやロボットシステムインテグレーターとの導入に向けた相談会を開催します。 ※ロボット導入を計画する企業が、理想的なシステム構築に向け最適な提案を得るために、ロボット Sler などに具体的なシステム提案を依頼する文書
日時	日時 2020年09月11日（金）～2021年1月29日（金）
会場	名古屋工業大学内、講師企業の事業所など
対象	生産技術や設備の担当責任者、それに準ずる方、導入活用の計画・検討責任者・担当者
応募方法	なごやロボット・IoTセンターHPから参加申込書をダウンロードし、電子メールで送信
照会先	名古屋工業大学産学官金連携機構なごやロボットIoTセンター TEL：052-735-7547

【岐阜県】無料オンラインセミナー「新型コロナウイルス感染症対応BCPと事業継続力強化計画」参加者を募集します。

募集中！【締切：9月23日（水）17時迄】

主催	（公財）岐阜県産業経済振興センター、（公財）あいち産業振興機構、ほか
内容	全世界での新型コロナウイルスの感染拡大、気候変動に伴う大規模災害の頻発など、企業を取り巻くビジネス環境は厳しさを増していますが、事業を継続し、雇用を守るために企業が取るべき新型コロナウイルス感染対策について、具体的な取組み事例を交えて解説します。また、事業継続力強化計画を策定する企業が全国で1万社以上に及んでいますが、BCPとどのような違いがあるか等を分かりやすくご説明します。
日時	令和2年9月25日（金） 13時30分～14時30分
会場	Web会議アプリケーション「zoom」のウェビナー機能を利用
募集人数	20名（先着順）
応募方法	（公財）岐阜県産業経済振興センターHPから申込み
照会先	（公財）岐阜県産業経済振興センター TEL：058-277-1080

4. 経営教室

国際税務教室

外国と取り交わす文書と印紙税

グローバル化を背景に、国外の相手方と文書を取り交わす機会も散見されます。取り交わす文書が領収書や一定の契約書など、わが国の印紙税の課税対象となる文書（以下、「課税文書」とします。）に該当する場合、印紙の貼付義務について、疑問が生じることも少なくありません。

印紙税の納税義務者は課税文書の作成者とされ（※1）、印紙を貼付する方法による納税が必要となります。しかし、印紙税法は国内法であることから、適用地域は国内に限られます。したがって、実務上、課税文書が国外で作成されたときには、当該文書に基づく権利行使や当該文書の保存が国内で行われているとしても、印紙税は課税されないものとされています（※2）。

この場合、作成場所はどのようなタイミングで判定するのでしょうか。実務的には、作成とは単なる課税文書の調製行為を指すのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを課税文書の目的に従って行使することをいう（※3）とされていることから、相手方に交付する目的で作成される課税文書については、当該課税文書の「交付の時」、契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成する課税文書は、「当該証明の時」に判定されます。

したがって、例えば、国外の相手方に発行する領収書についてみれば、国内で当該領収書の交付をするときには、印紙の貼付が必要とされ、国外の相手方と締結する契約書についてみれば、国内で契約当事者の意思の合致が成立（※4）するときには、印紙の貼付が必要となります。（※1）印紙税法第3条第1項（※2）印紙税法基本通達第49条（※3）印紙税法基本通達第44条第1項（※4）通常は当該契約書に当事者の押印もしくはサインが揃う事といえます。

国内税務教室

新型コロナの給付金・助成金は課税？非課税？

新型コロナに伴う経済政策として、各種の給付金・助成金を受け取られた方も多いと思われませんが、これらは「10万円の特別定額給付金」を除き、所得税の課税対象となっております。

今回は所得税法の課税・非課税の基本的な考え方をみたいと思います。

所得税法における課税所得は「各人に発生帰属した経済的利益のすべてを『所得』として把握し、明らかに非課税とする趣旨がない限り…すべてこれを『課税所得』としている（※1）」という考え方が採用されているため、その所得が特別の非課税規定に該当しない限り、課税所得を構成することになるのです。

先ほどの10万円の特別定額給付金が非課税であることは、ニュースなどで取り上げられ広く知れ渡っていることと思いますが、これは新型コロナ税特法第4条第一号で特別に非課税と規定されているためです（※2）。

他方、事業をされている方は、休業協力金・持続化給付金等の助成金を受け取られた方も見えますが、これらは特別の非課税規定が存在しないため課税対象とされています。

もし、休業要請に応じ貰った50万円は課税されず、まじめに働いて得た50万円に課税されたとすれば、課税の不公平感から「働き損」のような風潮を生みだしかねず、これも事業者向けの給付金・助成金に特別な非課税規定を設けていない理由の1つであると考えられます。

（※1）東京高裁昭和51年9月13日・昭和50年（行コ）（※2）新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人 成 和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所） E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

5. 産学連携情報

今月号のテーマ

名工大 オンラインイベントのご案内

名工大発特許→→→未来創造へ 名工大特許のご紹介



名古屋工業大学産学官金連携機構では、持続的な地域の発展と産業振興に産学官金連携の中軸として貢献することを目的とし、知的財産の創出とその活用を積極的に行っており、新製品開発や新事業開発を目指している企業様と丁寧に連携を組みながら、研究成果の実用化を目指しています。今回、名工大発特許を、発明者である研究者から、特許技術のポイントやその活用イメージなどを交えてご紹介させていただくイベントを開催いたします。

知的財産を通じ、相互に交流する場の第一歩として、新製品開発や新事業開発のアイデア発掘の場として、研究者と一緒に技術を笑顔につなげる未来創造をしてみませんか？

今回は 技術懇話会「初」の取り組み「ライブ配信型技術懇話会」として、講師の研究室と接続しオンラインで開催します。ぜひ、お気軽にご参加ください！



第 42 回 技術懇話会

◆ 日 時

2020年8月26日(水) 13:30~14:30

レーザー加熱による金属と樹脂の直接接合 (キーワード: 異種材料接合, 表面処理, 微細構造)

電気・機械工学専攻 / 機械工学分野 准教授 早川 伸哉

◆ オンライン開催について

「Microsoft Teams」を利用して開催いたします。

参加方法は、お申込み後に 担当者よりメールにてご案内いたします。

◆ 開催予告 (※詳細は、後日ご案内いたします)

・2020年9月 講師選定中

・2020年10月7日(水) 産業サイバーセキュリティ関係

プロジェクト教授 越島 一郎、社会 工学専攻 / 経営システム分野 教授 橋本 芳宏

◆ 申込みについて

【参加申込】

①会社名、②所属部門、③氏名、④連絡先 (E-Mail アドレス) を記入して、E-Mail または FAX にてお申込み下さい。

【申込締切】 2020年8月19日(水) まで

【申込み・問合せ先】名古屋工業大学研究協力会事務局

E-Mail : kyoryoku-pal@adm.nitech.ac.jp FAX : 052-735-5542 TEL:052-735-7117

【参加費】 無料

【主 催】 名古屋工業大学研究協力会 【共 催】 名古屋工業大学産学官金連携機構

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構 電話番号: 052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※当記事は名古屋工業大学から寄稿を受けたものです。産官学連携支援サービスについては十六銀行各取引店にご相談ください。

編集・連絡先:

十六銀行 法人営業部

(058-266-2523)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。